

第4回 茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(1) 行政提案型協働推進事業の公募テーマについて (2) 協働推進事業の評価について (3) その他
日時	平成28年8月3日(水) 16時00分から18時20分まで
場所	市役所本庁舎4階会議室3
出席者氏名	飯田雅代 伊藤隆 窪田圭佑 椎野典子 秦野拓也 西山国男 大江守之 三觜健一 中川久美子 水島修一 山田修嗣 事務局4名 (市民自治推進課 松岡協働推進担当課長、前田担当主査、金子、 原田)
欠席者	岩澤あゆみ
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人
非公開の理由	

【大江委員長】 皆さん、こんにちは。それでは、第4回目の市民活動推進委員会を開会いたします。本日の欠席について、事務局から。

【事務局】 本日は、秦野委員が少し遅れてくるというご連絡をいただきました。それと、上遠野委員ですが、職場が、転勤され、平塚店に移られたということで退任の届をいただきました。次期委員につきましては未定でございます。事業者の代表としてどなたかを選出したいと思っております。今のところ欠員ということで進めたいと思います。よろしく申し上げます。岩澤委員からは、まだ連絡がないので、遅れていらっしゃるかと思います。

【大江委員長】 はい、わかりました。

本日の議題は、議事次第にありますように2つございます。1番目が行政提案型協働推進事業の公募テーマについての報告事項でございます。2番目が協働推進事業の評価について、こちらがメインで今日の審議事項になっております。

では、1番目からお願いします。

【事務局】 それでは、議題（1）行政提案型協働推進事業の公募テーマについて、事務局よりご説明いたします。資料は、冊子の参考資料。こちらは、これから募集する協働推進事業の募集要項になってございます。こちらの10ページを開けていただければと思います。

市民活動推進委員会にて、こちらの行政提案型協働推進事業のテーマにつきましてご審議いただきました。その後、財政課と市民自治推進課との協議を経て事業の上限額を設定させていただいております。10ページには、市政70周年市民文化会館改修工事期間を活用したメモリアル事業、10ページの一番下に、事業費、1年目71万6,000円、2年目22万6,000円で、合わせて94万2,000円、こちらを上限額として決めました。

11ページは、茅ヶ崎の未来を考える政策コンテスト。11ページの表の下から2段目に事業費の上限額、1年目、2年目とも150万円ということで設定させていただいております。

行政提案型協働推進事業の公募テーマ2件をこの上限額を添えて庁議にて審査いたしました。加えて、市議会の全員協議会にも報告させていただきました。

庁議では、主な意見としまして、プレゼンテーションの評価の際は、提案者の専門性やよいところをしっかりと評価することや提案件数の少なさをどのように分析しているか、各課がテーマを検討する際に市民に対するよい影響のイメージが浅いのではないかなというご意見をいただきました。市議会の全員協議会では、文化会館のメモリアル事業につきまして、その文化会館の資材を活用したグッズの販売について、どんなものが販売につながるかですとか売り上げの流れについて確認のコメントがございました。

現在、公募を開始しております。8月1日からこの募集要項を配布させていただいております。この後は、市民提案型の協働推進事業については意見交換会を9月中旬に行い、行政提案型の協働推進事業につきましては、同じく公募の説明会を8月から10月にかけて実施し、募集の締め切りは10月20日とさせていただきます。

この市民活動推進委員会で企画提案いただいた内容について審査する公開プレゼンテーションは、第1回の市民活動推進委員会で皆様に日程を確認させていただきましたとおり、12月4日の日曜日を予定しております。

説明は以上でございます。

【大江委員長】 それでは、質問等ございましたらお願いいたします。要するに金額が決まったということですね。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 よろしいでしょうか。

では、特に質問ないということで。

本日の議事録署名人を三觜さんをお願いしたいということなので、よろしいでしょうか。

【三觜委員】 はい。

【大江委員長】 よろしく申し上げます。

【事務局】 今、説明申し上げました12月4日につきましては、もうここで確定とさせていただきたいと思っておりますけれども、皆さんよろしいですか。

【大江委員長】 何時開始ぐらいになるのでしょうか。

【事務局】 例年、提案の件数によって、午前中のできるのか1日かかるのかなどが決まってくるので、10月20日、提案の締め切りした後、時間については確定させたいと思います。

【大江委員長】 わかりました。

それでは、今日のメインである（2）協働推進事業の評価についてでございます。説明をお願いします。

【事務局】 それでは、協働推進事業の評価について説明をさせていただきます。

まず、この協働推進事業の経緯でございますが、協働推進事業の制度の改正につきましては、この市民活動推進委員会で平成26年度にご審議いただきました。1年目の事業の期末評価や実施の報告を2年目の事業中に庁議の資料として協働推進事業の終了後の継続や手法、予算などについて審議し、公共事業として実施するかどうかを決定するというのが主な変更点でございました。

本日は、大きく分けて2つのテーマでご審議いただきたいと思っております。

まず1つ目が、現在1年目の事業として実施している協働推進事業、資料としましては、A4横サイズのもので、「平成27年度募集（平成28年度～平成29年度実施）実施協働推進事業一覧」を添えさせていただいているのですが、こちらの事業について、今、1年目の事業として実施している最中ですが、この事業について、2年目の企画提案及び予算、評価の仕組みについて、事務局案を後ほど説明させていただきますので、ご審議をいただければと思います。

ご審議いただきたいテーマの2つ目が、中間・期末評価をしていく上での評価項目などについてでございます。

まず、資料の確認をさせていただきます。今ご説明しましたA4横の資料、平成28年度に1年目を実施している事業の一覧でございます。加えて、資料1としてA3横サイズのカラーのもの、こちらは、「協働推進事業の企画提案から評価、継続事業審査の関連性」を示したものでございます。資料2はA4縦サイズのもので、左上にホチキスどめのあるものでございます。協働事業の評価にかかわるもので、こちらは、今、事業をやっている団体に対して、既に目標の設定をしてください、中間と期末についてはこういう評価をしてくださいということで依頼してあるものでございます。続きまして資料3は、この市民活動推進委員会でやる1年目及び2年目の中間評価の項目をあらわしたものでございます。資料4が、同じく期末評価の項目をあらわしたものでございます。A4横サイズのものでございます。資料5は、A4縦サイズのもので、実際にこの審議会の中で中間評価、裏面は期末評価でございますが、評価を記入していただくためのシートの案でございます。これを説明させていただきます。

本日、資料を皆さんに目で追っていただくということがございますので、画面に映し出したいと思います。まず、これは資料のとおりでございますが、こちら、資料1について説明させていただきます。

す。

【大江委員長】 とおりでない部分が1カ所ある。

【事務局】 はい。この矢印については、お配りした資料に、画面上で追加しておりますので、よろしくをお願いします。

まず、箱の右上を見ていただきたいと思います。この右上は1番から順に10番まで、実施している団体が主に行っていく事業の時系列順の表でございます。黄緑色の表記のところは協働事業1年目にやること、緑色の表記のところは協働事業2年目にやる主な事柄でございます。その前後にある白い部分は、前側が協働事業するために実施年度の前に提案する内容でございます。10番に当たるところは、協働推進事業2年目が終了した後やることでございます。

まず、1番から追っていただきたいと思います。

【大江委員長】 ちょっと私から補足していいですか。

示されました7つの事業、市民提案型3つ、行政提案型4つということで、それぞれ、「あっ、これ審査したね」と覚えていらっしゃると思いますが、それが去年12月に行われたものです。これが採択されて今年の4月からスタートしたということになります。

今度薄緑のところこれら事業がかかっていくわけですが、1年目の中間評価はこれからあるということですね。9月でございます。次の3番が、2年目の事業の企画提案、予算提案というのが12月に事業者、この提案者から出てまいりまして、これは、提案者が自分で中間評価したものが書類で出てくると。その次の3番目の2年目の事業の企画提案と予算提案が12月に行われるのですが、これが推進委員会で審議する事項になります。次の4番目の1年目事業の期末評価が来年3月、これが書類が提出されるということです。その次の年に入って来年の6月になりますが、1年目事業の実施報告会がありますということで、ここで初めて1年目が終わった結果について我々が報告を聞いて、評価するということになるという順番です。

月だけ申し上げますと、6番目が来年の8月、2年目の事業中間評価が来年9月、8番目の2年目終了後の事業についての実施の場合の予算化については10月から11月、9番目が3月、そして、2年目事業の実施報告会が次の6月、再来年6月という順番で動くということです。

どうぞお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

このお配りした平成27年度募集、28、29年にやっている事業の一覧をちょっと見ていただきますと、皆様のイメージの中にもあるかと思うのですが、例えば動画の配信事業を皆さんで5者競合の上、コンペで1団体を決定しました。その事業をイメージして追っていただければいいかと思うのですが、今もうまさに事業実施の段階に入っています。それが、この2番に当たるところで、実施している団体は自分で中間評価をします。これが9月の予定です。それを事務局に提出いただく。あわせて、2年目にその団体がどんなことをやるかというところの細かいものを提出いただく。それが2年目の企画提案書、予算書の提出、これが3番に当たるところでございます。その後、その団体は3月に期末評価、実施評価をします。年度が明けて春先に1年間こんなことをやりましたという実施報告会に出席して、実施の報告をします。5番の内容ですとか期末評価の内容を市民活動推進委員会で評価して、その評価の内容を庁内の意思決定機関に資料として渡します。意思決定機関の中で継続についての審議をします。継続については、継続の必要性とか、継続するためにはどんな予算が必要か、実施の手法は協働でやるべきか、委託でやるべきか、直営でやるべきか、相手方はどんなところが想定されるかも含めて意思決定します。その後、秋口に継続事業の予算化というような流れになってきます。

団体に戻りまして、7番、中間評価につきましては、2年目であっても9月に締めたものを評価します。8番目はこちらで、9番目、期末評価も実施している団体と担当課が自主的に評価をします。

その中間と期末の評価につきましては庁議の後になりますので、庁議ではもう既にやるかやらないか決定している段階でございますけれども、継続すると庁議で判断されたものについても、中間評価と期末評価が著しく悪いなどの場合には、再度庁議にかけ直すことも想定される流れにさせていただこうと思います。

2年目の事業が終了した後、春先にまた市民活動推進委員会の実施報告会をするというような流れになります。

この流れにつきましては、制度の改正の中でもご審議いただいた内容でございます。

【大江委員長】 質問したいという方がいらっしゃったら、どうぞお願いします。

大丈夫でしょうか。庁議にかけるのが来年の8月、1年後ぐらいに初めて行われるということで、そこに向けて今進んでいる最中で、このご提案をいただくときに、2年間の事業内容の提案をいただいているのですけれども、今年の12月に2年目にどういうことをやるかということの企画と予算について、再度詰めたものを聞かせていただく機会があるということです。そして、来年6月に1年目の事業報告会を聞いて、評価すると。そういったものが庁議の資料となって提出されるという順番かどうか。

まだ2年目は動いている途中で、そこで庁議が行われて、3年目以降にどうするかということが決まってしまうのだけ。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 庁議で決まる。そういう進み方だそうですが、よろしいでしょうか。

次に説明いただくのが資料2です。

【事務局】 こちらは、今実施している団体に対してもう既に送っているもので、初年度、1年ごとですけれども、事業を始める直前で目標を設定していただくようお願いしています。

次ページに中間評価がございます。こちら画面でいいますとここの2番に当たるところで、実施団体が実施する中間評価のシートになります。

同じく4番の期末評価については、この資料の期末評価、項目はかなり細かいですけれども、この評価をしていただくと。これを最終的には報告していただくような形になってございます。

資料3をごらんください。

【大江委員長】 これを今渡してあって、これの2ページ目のところを9月までに記入して提出いただくと。その後、3ページ目のほうについては、手元に置いておいていただいて、来年3月になったら、3ページを記入して提出いただくということですね。

【事務局】 はい。

こちらの資料3につきましては、市民活動推進委員会の皆様に評価していただく内容になります。こちらの左半分は資料2に沿った項目を羅列したものでございます。実施団体が、例えば協働プロセスであれば、点数を自分たちで記入するタイプの評価をしてください。事業内容の評価であれば、この3項目に沿って点数ですとかコメントでの評価をしていただく流れになります。

皆様でご審議いただきたい内容については、協働プロセスであれば手法の妥当性、協働という手法で継続実施することの妥当性についてご評価いただきたいと思います。事業の内容につきましては、成果や効果について、事業を継続させることで達成できると見込まれる効果や事業の妥当性について。それと、中間評価は、これら全てを加味して、次年度以降の事業について、次年度以降の実施に向け

た評価をコメント形式でいただこうかと思っています。

実際にどんなシートに入れていただきたいかという案が資料5でございます。A4縦のものでございます。「中間評価に対する評価コメントシート」ということで、右のグレーのところになりますが、手法の妥当性、成果・効果、次年度以降の事業について、コメントを皆さんに入力していただく形式、中間評価ではコメントのみをいただこうかと思っています。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思います。

【大江委員長】 今までのところで質問があれば。大丈夫ですか。どうぞ。

【伊藤委員】 中間評価の協働プロセスの評価の仕方、ここは点数だけとした理由は何でしたか。

【事務局】 これは、中間評価については9月で1回締める形になるのですけれども、事業によっては、メインの事業が年度の後半に偏っているところが多いので、なかなかコメントしづらいという団体のご意見もいただいたことがあるので、今のところ、順調に行っていれば3番の3点と入れやすいような形だけを採用したのになっています。

【伊藤委員】 記載とかコメントを拒まない形のほうが建設的な感じはします。もう既に執行しているならあれですけれども、恐らく協働プロセスの手法の妥当性というものがあるので、そこに書き込むかもしれないですけれども、協働事業なので、中間とか途中で協働性を見直しが少しでも公の場もしくは2者で言いにくいものが露出したほうが効果的ではあると思います。自由に記載できる欄がほかのところがあるので、そこで記載するかもしれないですけれども、何となくちょっと。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 これって1年目は、半年間やって、自己評価をして、担当課も自己評価をすると。私たちはそれを見て、この市民活動推進委員会の評価のコメントを書きますね。この資料5の。これはいつやるのでしたか。

【事務局】 これは12月、後ほど案を説明させていただく公開のヒアリング会の中でやろうと思っています。

【大江委員長】 公開ヒアリングで、実施団体から口頭で報告をいただくわけ。中間についての。それを聞いて、我々はコメントすると。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 この手法の妥当性というところで、協働プロセスについては、「『協働』という手法で継続実施することの妥当性を評価」と書いてありますが、継続実施というのは、いつの時点から継続するという、例えば半年間やって、それで評価を、継続しているのだけれども、では、この時点で継続することの妥当性がないみたいなことが中間評価で出てしまうと、それはどうなるの。

【事務局】 2年目の企画提案と予算書が出てきます。それとあわせて、この自分たちで実施した中間評価が届きます。それを全て読み取った上で、2年目の事業について、こういった形で実施したらいいというようなコメントができるといいかなと思います。2年目の事業の継続という形です。

【大江委員長】 そうすると、中間評価は半年間の実績を踏まえて、2年目以降の実施について妥当性についてコメントすると。それは、妥当性がゼロということはないという前提なのね。

【事務局】 基本的には、1年目の事業の提案のタイミングで2年目もこういうことをやりたいというのはいただいています。それについて、このタイミングで改めて細かいものが出てくるのですけれども、これと、この中間評価をいただくタイミングは一緒なので、それをあわせて評価をできたらいいかなと思っています。

【大江委員長】 あわせて。でも、これはこれで、やはり半年間の実績について中間評価するわけで

しょう。これはこれで書き込むわけだよね。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 それと、2年目以降の企画提案と予算提案については、別途のシートがあるということでしょう。

【事務局】 いや、もうこのシートに集約します。

【大江委員長】 このシート。そうか。そうすると、中間評価というのは、半年間の実績の評価と2年目以降、具体的にさらにもう既に提案されていたものを、より詳細化したものというのは、両方を見て中間評価するということになるのですね。

【伊藤委員】 ②と⑦が同じ表紙を使うという形ですかね。

【事務局】 はい、そうです。タイミング的に、ここの中間評価のタイミングと2年目の企画の提案書、予算の提案書の提出のタイミングが似通ってございますので、それをあわせてこのシートの中でコメントをあらわすと。

【大江委員長】 今の伊藤委員のは②と⑦ではないですよ。この②と③のところに線が結んであって、今その部分が確認できたということなのですね。中間評価を2年目の企画に反映すると。この矢印でもってこの中間評価のシートに書き込むということだそうです。

【伊藤委員】 さらに2年目の事業に関しては、⑦という採用で、同じ用紙で中間評価をします。

【大江委員長】 ⑦は次の年でしょう。

【事務局】 次の年ですね。次の年の中間評価も、PDCAに生かすような形だけになるのですが。

【伊藤委員】 そうですね。結局、継続事業の場合、特に事後評価はあまり意味がなくなってくるので、しかも2年目の投資なので、なるべく中間評価でも何か前向きなものを必要なときには出したほうが良いような気が僕はするのですけれどもね。お互い面と向かっては、あるいは1対1だと言にくいことでも、こういう形で実施課であるとか我々に出すというときに、表現しやすいことがあるかなと思うのです。結局この手の評価、特に事後評価は後の祭りのことが多いので、中間評価でやるとか、今話題になった③の企画書であるというところが、特に継続事業の場合は、言うならば軌道修正ですね。せっかく議会あるいは庁議で2年分のゴーサインをもらっているにもかかわらず、その中から、あまりうまくいかなかった事例を出すことを防ぐためには、若干中間評価であるとか2年目の企画予算書で、なるべく緩い形で、それこそPDCAに活用できる形でできたほうが良いかなとは思っています。したがって、私が言いたいのは、自由記載みたいな形のほうが良いかなと思います。

【大江委員長】 これは基本的に2年間の事業なので、2年間の事業と考えた場合の本当の中間評価に当たるものは、④の1年目の期末評価なんですよ。

【伊藤委員】 それはもちろんそうです。

【大江委員長】 だから、9月にもらって12月にやるものというのは、いわば中間評価の前半みたいなものですね。この時点で2年目のやり方についてももう少し修正が必要と我々が理解すれば、その方向性についてコメントして、2年目以降の事業をきちっとやっていただく。それは同時に、もしかしたら1年目の事業の後半部分についての修正がかかるということかもしれない。でも、いずれにしても、1年目終わって来年6月にやる1年目の期末評価というものが、かなり決定的なものになるということです。

【伊藤委員】 これは市役所の会計年度に合わせた習慣で期末というタイミングなのですね。中間の時期を団体と協議しつつ、例えば5月にするとか9月にするとか10月にするとか自由に決められるような事業の仕組みならいいのですけれども、これは単純に月で割っていくわけですね。事業が夏に

あろうが、秋にあろうが、冬にあろうがいいという感じで。要するに、中間評価なのにまだ何もしていない。あるいは中間評価が終わって、期末評価のころにようやく事業がある。幾つか、どうせプロセスがあるならば、うまく合わせられるような仕組みをつくっておかないと、単純に言って、1年目の審査でもう、はっきり言って終わってしまうのですね。全部形式主義になってしまうので。恐らく庁議であるとか、そういったことがあるので、この中間評価とか期末評価は、事業に応じて合わせることはすごく難しい作業ですね。この委員会も開かないといけない。それを防ぐ意味で、現実的な妥協点として、中間評価であろうが期末評価であろうが、簡単に言えば4回あるわけですね。4回目はあまり意味がないかもしれませんが。そういう機会を設けたほうがいいかなと思うだけです。あまりこだわりません。

ただ、あまりしゃくし定規に中間、期末、中間、期末とやっていくと、どうしても形式論になってきて、「まだ事業が終わっていないのに中間かよ」とか、「もうとっくの昔に終わってるのに中間と期末が同じ内容になってる」とかということはまああるので、そこは何か工夫したほうがいいのではないかと。コメントですので、こだわりません。

【大江委員長】 はい。ありがとうございます。

このプロセスの一番のポイントは庁議で、2年間行った事業について、3年目以降というものについて、何らかの形でこれを定常的なのというかな、定着した形で何らかの事業にしていくということを庁議で決めるわけですね。その決めるに当たって我々が評価に関与する部分が、やはり④の1年目の期末評価、これは1年目の年度は終わっているわけですから、それが年度末に行うイベントみたいなものであろうと何であろうと終わっているの、その部分が一番クリティカルにきいてくるということですね。中間は、その前の時点で一応聞いておくという感じだと思いますが。

そんな形で、庁議で、特にこの市民提案型だけではないのかな、行政提案型についても、3年目以降にどういう事業にするのかしないのか、するとしたらどうするのかということが決まってくるということなのですから、大丈夫でしょうか。

僕がちょっと勘違いしていたのは、去年のうみのあお、そらのあおというのが、何かもう2年目のものを聞いたような気がしたということをお話ししたら、うみのあお、そらのあおの場合、1年間の事業提案を1回して、そして、今度の新しい2年単位でやっていくという事業の提案をまたされたということなので、今そっちの後発のほうの2年事業のほうがここに入ってきているということですね。だから、1年間の事業のほうは、終わりになったということだそうです。

よろしいですか。では、お願いします。

【事務局】 ちょっと戻りまして、資料4です。A4横サイズ。これは期末評価のイメージでございまして、中間と同じく、この左側には実施団体にやっていただく自己評価の項目、点数だったり自由記載欄がありますということをお知らせしています。中間と同じく右側のこのグレーのところは、市民活動推進委員会の皆様で評価いただきたい項目でございます。まず、協働プロセスについては、中間と同じく手法の妥当性を評価していただく。事業内容の中で、目的達成度ですとかスケジュール、事業手法の妥当性とか市民満足度あたりから成果や効果についてご評価いただきたい。中間と違うところは、予算の妥当性、予算の使い方が妥当なものだったかどうかをご評価いただく。最終的に事業の成熟度を総合評価として記入していただきたい、このような事務局案でございます。

資料5の、先ほどの中間評価の裏面に期末評価のシートのイメージがございまして。こちらは、今、資料4に沿って説明したグレーの項目4つがございまして。中間評価と違うところは、項目ごとに1点から5点までの数値化した評価をいただきたいというところがございます。この資料、特に1年目の

事業の期末評価自体は庁議の資料の重要な部分となりますので、数値化することで継続の妥当性なども割と明らかに捉えられるようにコメントを入れていただいて、数値を入れていただきたいというのが事務局案になってございます。

本日も議論いただきたい内容につきまして、再度整理でございますけれども、1年目の事業として実施している協働推進事業に、1年目を実施する前の段階で、1年目はこういう事業をやりたい、2年目については、まだイメージだけけれども、こういう事業をやりたいというような提案書をいただいている状況でございます。今1年目を実施してきて、中間評価が出るというタイミングで、あわせて2年目に概要として出していたものを、詳細な企画書として出していただく。そういった評価をするときに、公開のプレゼンテーションという形式をとると、かなり時間を割かなければならなくなるということもございますので、公開ヒアリングという形に変えさせていただいて、2年目の事業について継続の審査などをしていただきたいというのが事務局案でございます。

イメージとしましては、この1年目の中間評価と2年目の事業の詳細の企画提案書と予算書、この3つを照らし合わせながら、3分程度で実施団体に1年目の事業の報告と2年目の概要などを軽く説明していただいて、その後10分間の質疑応答をするというような内容。公開プレゼンテーションですと、10分プレゼンして10分質疑という形だったのを、そこは少し改めて、3分と10分という形に変えてヒアリング形式の評価をしてみたらどうかというところが、事務局で話し合っていたいただきたい1つのテーマでございます。

もう一つのテーマが、先ほど資料5を見ていただきましたけれども、中間と期末につきまして、推進委員に実際に評価いただくシートの内容について、こういった内容でよろしいかどうか、これをご審議いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

【大江委員長】 今の2つですね、12月の公開ヒアリングの際に3分の説明と10分の質疑を経て、中間評価に関する評価コメントに書くことを自分で判断すると。その資料としては、中間の半年間の実績に対する評価と2年目にどういうことをやるかということをお勧めしてコメントするということだと、そういうことですね。やり方とこの評価シートの内容、評価シートの形式がこれでいいかどうかということでございます。

結局、庁議で3年目以降どうするかを決めるための材料としては、5番までの1年目の期末評価というものが、やはりかなりきくということですね。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 そうすると、2年目の期末評価って、事後評価で、もう終わってしまっているものなので、1年目の期末評価と2年目の期末評価って全然意味合いが違うわけですね。それが何か同じシートでいいのかというのはちょっと疑問かなと。それは、中間評価もそうなんだけれども、中間評価は、2年目こういうことをしっかりやってくださいねということをお方向づけるものですね。2年目の中間評価は、もう終わりに向けて、それも庁議で3年目以降どうするか決まってしまう後に聞くわけだから、場合によっては2年目の中間評価って要るのかなという感じもちょっとしますね。2年目の中間評価って、もう残り半年しかないものを、かつ、3年目以降どんな事業になっていくかということが庁議で大体決まっている段階で、2年目に中間評価しても、あまり議論することはない感じがするのだけれども。

どうぞ。

【伊藤委員】 事務局で、協働する同士の中間評価が何らかの形であったほうが良いとは思いますが

よ。要するに、担当課と、それからこの実施団体との間で。というのは、今まで私が見てきたどの団体の事業企画案でも、いわゆる会議の持ち方がすごく緩い、あるいは曖昧なような気がするのですね。担当課とどういふ話をしているのかとかが、協働事業の割にはですね。そこを矯正する意味でも、1つは、少なくとも期末との間に2年目でもあったほうがいいなと思うのが1つと、恐らく中間評価というのは、そういう役割があるのだと思う、そこに外の目が入るか入らないか。

さらに言えば、さっきの話ですけれども、我々が介在するところは、恐らく庁議に近いところに介在すればいいわけであって、中間評価というのは、どちらかというと、もっと緩い形で、一番その事業の中身に合った形で中間評価ができればいいと思うんですね。まさにPDCAに持ち込むという考え方がそもそもあるので、逆に言うと、やらない担当課がいたら、あるいは実施団体がいたら、もうしようがないとして、中間評価は、別にこちらに報告しなくても、期末までに1回か2回やっている、それを期末評価のときに送り込んでくるとか、あるいはしかるべき時期に送り込むというのが、事業として考えたときにはいいのだと思うんですね。

委員長のおっしゃるように、形式になってしまう中間評価とか期末評価って、はっきり言いまして何の役にも立たないので、やはり軌道修正させていくことが、中間評価の場合、特に重要なので、その役割をわざわざ委員会を持ったりヒアリングを持ったりということに重点を置くのだとすれば、委員長のおっしゃるとおり、僕は、やってもあまり意味がないなという気がするのです。

ただ、中間評価自体は、この事業の仕組みとして、ある意味ではルールとしてあるのだと。それを最終的には提出すると、自分たちが振り返るため期末評価のときに添えるためみたいな感じでもいいと私は思います。

【事務局】 そうしますと、お配りした資料の2番のように、実施団体にはこんな評価をしてもらおうと。ただし、それは期末に合わせて報告していただければいいですよというような形にするということですね。

【伊藤委員】 誰が団体、誰かは、すぐ見ればわかるんだよ。後で書いたなとか。あと、さらに言えば、事務局がもっと介在する余地も残していいと私は思うんですね。事務局が見ていて、何かおかしいことがあれば、委員長に言って委員会を招集すればいいと思うんですね。例えばですね。

【事務局】 はい。そうしたら、この7と9を合わせた形で最終的に出してもらおうと。

【伊藤委員】 例えば、それでもいいのではないかとはい思うのですね。

【大江委員長】 何かほかにご意見。どうぞ、山田さん。

【山田委員】 プロセスについても議論して大丈夫ですか。

【大江委員長】 はい、もちろん。

【山田委員】 資料1の今の議論のところですけども、事業プロセスの6番と7番を入れかえることはできないのですか。

【事務局】 時期的に難しいです。

【山田委員】 できないですか。

【事務局】 9月というのは、この庁議のルールというところが、この議会月は開催できないということがあって、そうすると、10月になってしまうと予算が間に合わないの、ぎりぎり遅くて8月ですね。

【山田委員】 予算決定に11月というのは、10月に庁議をしているともう間に合わない。そうですか。

【大江委員長】 実際1年間やったもので3年目以降の事業形態が決まるということですね。単純にイメージしやすいための例ですけども、柳島キャンプ場が、2年間これをやって、3年目以降、

庁議で、これは指定管理制度のもとに置こうということが決まったとしますね。そうすると、指定管理者の募集は一体いつやるのですか。柳島の管理が空白になってはいけない。空白になる場合もあるとは思いますが、もし空白が1年間でできてしまったら、それはもう直轄でやるしかないということになるわけですね。公園緑地課が、それを避けるためには、庁議が8月にあって、指定管理制度に移行すると決まった途端に、指定管理者の募集をして、審査をして、決定するというのを残りの7カ月ぐらいでやらなければいけないということになると、それはできるのですか。

【事務局】 まず、債務負担の議決を経なければいけないので、空白の期間ができる可能性がありますね。空白期間だけ直営で、例えば2カ月間は直営でやって、その後からという。

【大江委員長】 では、指定管理は別に4月から始まらなくてもいいわけだ。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 どうぞ。

【伊藤委員】 これは、要するに団体が勝手にやっていることではなくて、協働事業なので、担当課が責任を持って恐らく行政の一環としてやるべきことなのだと僕は思っているわけ。したがって、今、委員長がおっしゃったことであるとか、何か計画変更が起きる場合には、担当課を中心に、中間報告を待たずに、あるいは期末評価を待たずに何らかのアクションをとるのが筋だと思うんですね。今言ったように、これはもう指定管理者制度に持ち込むのだというならば、それに合わせて、当初出していた計画変更という形で出すべきだと僕は思うんですね。

【大江委員長】 それは違います。契約変更ではなくて、指定管理にもしなるとしたら、3年目以降の話なので、2年目は2年目としてきちんとやらしてもらわなければ困るのであって、それは指定管理とは別物ですから。協働事業として、あくまでも協働事業の枠内でやるわけですから。

ただ、そのときに、私が気になるのは、例えばこの実施団体が、2年目をどうするかということが、3年目以降の指定管理者になれるかなれないかということ判断する一つの材料になってしまうわけですね。つまり、ここが物すごくきっちりやっていたら、指定管理に手を上げたときにその実績が認められるかもしれないけれども、それがそうでない場合には、ほかの指定管理者に応募してきた団体が有利になる可能性があるわけですね。この協働事業の中で、これは指定管理にふさわしいという行政としての判断があったとしても、それは誰がやるか、どうやるかについては、仮に協働事業があまり成功しなかったとしても、指定管理にするときには、こうするのだという枠組みができるかもしれない。成功した場合には、それをいい例として指定管理の枠組みができるし、失敗しそうな感じだったら、その失敗を踏まえて指定管理の枠組みができるということになるわけですね。

だから、この団体が指定管理に移行したときに、そのまま指定管理者になるかどうかはわからないという判断がなされて、もし、いい場合には、2年目もしっかりやってね、協働事業でやってねという話になるし、よくない場合には、でも、最後まできっちりやりなさいよねということになるわけですね。

【伊藤委員】 もちろんそうだと思うのですが、今言ったようにタイムラグが生じるという話だったので、そのために、恐らく倍で動くような実態に持っていけないといけない。要するに、僕はあくまで指定管理は同じ団体が続けないことを主体に考えているので。

【大江委員長】 それは完全にオープンですよ。

【伊藤委員】 はい。そのためには、結構早い段階から行政の判断、担当の判断としてそういう準備を進める必要があるので、当然僕は計画変更は受けるという前提で言っていたんです。もちろんしっかりやってもらうのですけれどもね。

【大江委員長】 それで、どういう事業であるかによって違ってくるのです。例えば、その下のほうの落書き防止というものになると、これは2年間やって、多分おしまいですね。定常的な事業にはならない。ということは、この事業に関しては、この事業なりの対応をしなければいけないということになるわけですね。だから、我々の委員会とご担当の課と市民自治推進課とここにある担当課と、それぞれの立場や考え方が出てくることになりますね。そういうものが庁議の中で議論されて、3年目以降が決まってくるのだけれども、2年間のこの事業の団体に対してどういうふうに物を言うかというのは、特に担当課と我々との間では、我々と市民自治推進課はかなり一体だと思いますが、担当課と我々の間ではかなり意見が食い違うケースも出てきますね。

【伊藤委員】 この委員会では、指定管理制度に持っていかいかないかという判断はしないものだと思うので。

【大江委員長】 それは全然しないです。もちろんしないですよ。

【伊藤委員】 僕らの評価としては、今おっしゃっていた前半の部分であって、指定管理に持っていかどうかというのは、まさに行政の責任において担当課が起動しなければいけない。その起動に当たっては、いろいろな計画変更があるだろうと思ったので。別にタイムラグが生じなければ全然問題ないのですけれども、タイムラグが当たり前のように生じる事業が多いと思うので、特に指定管理という名前が入るような事業ですとね。やはり、例えばサポセンのことを考えると一番はっきりするのですけれども、あそこに突然指定管理制度が入ってもらっては、こっちとしても評価のしようがなくなってくるし、あそこが空かなくなってしまうたら恐らく困るので僕は思ったのです。はっきり言ってあまりこだわりません、プロセスの問題です。

【大江委員長】 どうぞ、中川さん。

【中川委員】 継続事業をどうするかという、その議論の枠組みですけれども、もともと協働推進事業というのは市民提案型と行政提案型があるということで、予算についても、ある種の仕組みになっていますね。だけれども、今度、庁議を経て継続事業にするかどうかという段階になると、協働事業として位置づけながら継続していくのかとか、今おっしゃったように、指定管理者制度として継続していくのかとか、あるいは単に委託事業にしていくのか、事業方式そのものの中で検討されることになると思うのです。これはもう基本的には行政責任としてやるべきだとなると委託という形に。

【大江委員長】 ここで言っている協働事業というのは、協働推進事業はもうないのです。3年目以降は。

【中川委員】 3年目以降は、この協働事業としてはもうないと。

【事務局】 推進事業の制度のパッケージではない。

【中川委員】 枠組みの中では全然なくなるとなると、今度は、継続事業としては行政責任としてやるというふうになるということ。

【大江委員長】 考えられる事業形態としては、指定管理者制度、それから委託、ほかにはありますか。

【中川委員】 補助事業とかね。

【事務局】 あと直営でやるか。

【中川委員】 委託、補助、それから直営。

【大江委員長】 3つですか。

【中川委員】 はい。

【事務局】 主な事業形態といたら、その3つですね。

【大江委員長】 いずれかになるということですね。

【中川委員】 いずれかになっていくということですね。

【事務局】 継続すると判断された場合は。

【中川委員】 でも、協働事業のほうがいいとなると。

【大江委員長】 協働事業のほうがいいというのは、どういうケースですか。

【中川委員】 今までどおりに、またもう一回提案を受けながら、やりとりしながらやっていくみたいな。

【事務局】 負担金の予算だけをつけて、担当課と、団体は限定しないけれども、協働事業としてやりなさいというパターンもあるかもしれないです。

【大江委員長】 例えば、うみのあお、そらのあおの働きたいママのための起業・就業支援というものは必要です。でも、それは直轄でも指定管理でも委託でもやりません。どっちかと思ったら委託ですね。指定管理のほうは、むしろ例外的なものだと思うので、委託にするか直轄にするかですね。でも、委託にもしないという場合が協働事業とおっしゃることで、それは、一度ゼロベースになって、行政が提案するなり市民が提案するなりとして、この協働推進事業の中にもう一遍放り込まないといけない。

【中川委員】 ああ、そう、そういうことに。だから、どういう事業スタイルをとるかというところまで多分議論することになって。

【大江委員長】 例えば、市民提案事業を行政提案事業に衣替えするというのはあり得ると思うのですね。2年間やってよかったから、では、行政提案にしましょう、でも、一種の委託に近いですね。そういうものになっていくということはあると思いますが、そのときに、僕がさっき事前に質問していたのだけれども、2年間やって、3年目にすぐ始まるということにしようとする、その前の年の12月に審査しなければいけないんですよ。そうすると行政提案が今みたいに、この時期にもうこういう枠組みが決まっていて、3年目のものがこの形になっていないといけないわけ。つまり2年目やっている途中でそのものに対して、庁議で——無理だ、庁議の前だものね、これね。

【事務局】 そうです。

【大江委員長】 ということは、やはり1年空かなければだめなんだな。1年空いて、次の年に協働推進事業の枠組みでやりましょうということが、多分市民提案から行政提案に変わって出てくると。あるいは、行政としてはもうやりませんと言ったけれども、市民提案事業として、いや再度やりますと言って出てくるかもしれない。いずれにしても、やはり1年空くということですね。そういうことはあり得るということですね。

ほかにいかがでしょうか。これは、コメントしたりしなければいけないので、特に来年の6月に行う1年目の期末評価が庁議に極めて大きく影響することなので、我々は当事者なので、よく理解して臨まないといけないので、疑問点があればぜひ出してください。

【伊藤委員】 さっき事務局が言われたときに、担当課はヒアリングに出るのですか。担当課の名前を言われなかったのですが。

【事務局】 公開ヒアリングをする場合は、担当課も団体もそろって出ると。実施団体としてあわせて出ていただく。

【伊藤委員】 それで、証言は、担当課も今までどおりやることを構想していますか。

【事務局】 2年目に関してはそうです。もう2年事業として提案いただいているので、それ前提で。

【伊藤委員】 わかりました。

【大江委員長】 どうぞ。

【窪田委員】 今の議論の中だと、3年目以降にどうするかという形態の中に、委託って3年目には、協働事業として3年目に戻ってくることは想定できないということになるわけではないですか。

【大江委員長】 ないですね。

【窪田委員】 そうすると、この期末評価とか中間評価を。

【大江委員長】 1年目の中間、期末と2年目の中間、期末って、やはり全然性格が違うので、どの中間かを特定して言ってください。

【窪田委員】 庁議にかける前なので1年目の中間、期末の評価の時点で、手法の妥当性で、協働という手法で継続実施することの妥当性をこちら側が判断する必要があるじゃないですか。そうすると、例えばこれが協働ではないほうがいい場合って、点数が著しく低くなる、委託事業として行うべきと判断できる場合は、点数が著しく低くなったりということになっていいという判断でいいですか。

【大江委員長】 それは鋭いポイントだ。つまり、ここで言っている協働事業という概念が何かということだね。だから、契約形態は委託になるのだけれども。

【事務局】 事業は継続したほうがよくても形態は協働でないほうがいいとなったら、点数は低くなると。協働プロセスという項目で。

【大江委員長】 というか、協働、つまり、さっきの中川さんの発言に多分近いと思うのだけれども、精神としては協働事業なのだけれども、それは契約形態としては委託とか指定管理とかというものになる可能性があるわけね。だから、ここで言っている協働事業として、協働という手法で継続実施することの妥当性と言っている「協働」というのが何なのかですね。

【伊藤委員】 協働事業って、公的あるいは庁内の何か違いがあるのですか。委託事業と。

【事務局】 委託と違いはありますね。委託と協働はもう明確に分けているので。

【大江委員長】 そのときの明確に分けている協働って何？

【事務局】 委託というのは、完全に投げ切るということを前提としています。職員の人件費まで含めた委託料をお支払いして、職員としてはもうタッチしません、全部やってくださいというのが委託形式。提案型民間活用制度をあわせて募集していますけれども、完全にそういう分け方をしているので、そういう事業に関しては。

【大江委員長】 協働は。

【事務局】 協働については、予算が必要かどうかもあるのですが、必要な場合も必要でない場合もあるのですが、担当課とその実施団体が、お互いに目的をともにして、自分たちのいいところを出し合うというところが委託と違うところです。

【大江委員長】 それは、具体的な協働事業というのは、この協働推進事業以外にあるのですか。

【事務局】 それはあります。

【大江委員長】 どういう事業ですか。

【事務局】 いっぱいあるのですけれども。

【大江委員長】 例えば。

【中川委員】 手法としては負担金みたいな形ですか。

【事務局】 はい、負担金でお金を負担して。

【中川委員】 ほとんど負担金みたいな形式をとるわけでしょう。

【事務局】 はい。それか、人だけ、例えば場所は市が確保しますとか、広報は市が確保しますよ。

あと、マンパワーもイベントのときは市が提供します。団体は団体で、自分たちの運営で補充し合って1個の事業をやりたいなものはたくさんあります。それも協働と言っています。

【伊藤委員】 だったら、例えば事件が起きたり事故が起きたりしたときに、市がどういうふうに関与をとるかとかとらないかとかということが、恐らく厳密にいろいろな事項に関して決まっているのですか。

【事務局】 基本的には、協働であれば市も責任を負うところですね。

【伊藤委員】 ただ、例えば、さっき言ったように、事前に会議で了解をとっているかどうかとか、そういう細かいところまで結構決まっているんですか。それとも、そこはもうどちらかという慣例なんですか。

【事務局】 年度の事業として、例えば実施計画とか事業評価にのるようなしっかりした協働事業もあれば、簡単な。

【大江委員長】 ちょっと例を出してくれる。

【事務局】 例えば……。

【事務局】 この前、5月に評価していただいたゆいの海岸植生の事業があったと思うのですが、あれを2年間協働推進事業としてやって、今年度は、予算はつかないけれども、例えば行政がそこに行って苗を一緒にやったりとか、あとは、例えば物の運搬だったり会議室の確保だったり、あとは広報しますよだったりとか、そういったお互いの役割分担を、予算は伴わないけれども、協働事業と同じように協定書を結んで、今継続してやっているみたいな状況があります。

【大江委員長】 そうすると、行政は、ある種マンパワーを出すと。税金で負担されている公務員の時間を割くという形で協働しますと。

【事務局】 目的としては、市もあそこの海浜植生を保護していくというのが計画の中でうたわれていて、団体の使命としても、あそこの保全をしていきたいという目的が一緒ということで協定書を結んでいると思います。

【大江委員長】 ほかの協働事業——協働事業って、例えば類型化すると幾つぐらいパターンがあるのですか。

【事務局】 すごい量です。

【大江委員長】 パターンでABCみたいな。

【事務局】 何百です。

【中川委員】 ただ、協働の概念というのは、双方が役割を担うということですから、お金の形式だけではなくて、どちらか、両方で役割を担うという意味であれば、協働事業の。

【大江委員長】 そうすると、窪田さんの質問に戻るのだけれども、協働という手法で継続実施することの妥当性がすごくあるのだという話になってくると、逆に言うと、庁議で、これは委託とか指定管理に行きませんよねという、3年目に市としてこれを推進していくことには当たりませんという判断のほうに行ってしまうということになるわけ。

【事務局】 市として協働でやるという判断で。

【大江委員長】 市として協働でやる。ということは、庁議にかけるときに、協働という事業がどんなカテゴリーであって、実際にこういうものが進んでいますという資料を用意してその庁議のメンバーに示さないと、その協働という選択がありますよねということが判断できないね。

【事務局】 協働でやっている事業は何百もあるのですけれども、それが毎年ホームページにずらっと出ているは出ているのです。そういうものは資料として印刷すればすぐ出せるぐらいのものは常に

公開で。

【大江委員長】 でも、やはりカテゴライズしないとわからないね。そんな何百と出されたって判断できないね。

【事務局】 そうです、相当カテゴリーに分かれています。7個ぐらいに分かれていますね。

【中川委員】 だけど、その庁議にかけることの意味がどういうことかと考えたときに、これは、やはり公的というか、行政的にその事業をずっと継続していくことが公共的な意味合いがあるということを決断するような意味合いかなと思っているのですけれどもね。

横浜市の事例で言うと、協働提案事業というのを3年間ぐらいモデル事業としてたくさんやったのですけれども、例えば健康福祉局が、その間、3年間だけは、寿町の食事サービスをやっているところと一緒にやるのですね。それが3年間のモデル事業が終わってしまったら、その次どうするのかという話になるわけです。そのときに、横浜市の中では、その意思決定の機関が何もなくて、健康福祉局がどうするかだけになってしまうのですね。そうすると、予算の枠の中でなかなか新しい事業ができなくなると、それはつぶれてしまったというものがたくさんあるのですね。

私は、だから庁議で、これは公的には非常に必要な優先度の高い事業でやるべきであるということ、それを決定できる仕組みであるのかなと思っていて、それができたのは大変いいことだなと思ったのですね。

【事務局】 そうですね。平成26年度に制度を見直しするに当たって担当課にとったアンケートだと、その予算の確保ができないから協働の継続が難しいと答えたところがすごく多かったんです。あとは、実は行政としてはやりたくないけれども、強く求められて協働形態になって、そのまま何となく続いているというものも課題だと。その2つが多くて、それを払拭するためには、庁議でやるかやらないかはっきりさせよう。手法についてとか予算についても、この会議の中で決めてしまえば、すっきり行けるだろうというところで。

【大江委員長】 そうすると、今は何百もある協働事業って、相当の予算規模を持っているものもあるわけね。

【事務局】 予算規模が大きいものも多分ありますね。

【事務局】 今の協働というのはすごく幅広くて、その7個とかあるうちの1つでいくと、例えば公園とか、茅ヶ崎市みたいなものも、今の茅ヶ崎市の協働という考え方だと、それも含まれているような。

【大江委員長】 例えばその公園の管理に当たる部分を、僕が横須賀市で見た例だと、地元の自治会に公園の清掃とか植栽管理とかを委託して、そこにお金をあげているわけね。それは委託契約なのか、例えばそういう協働事業があるということですか。

【事務局】 そういうものもあります。協働推進事業出身の協働事業だけでも、今まで60~70の事業をやってきて、7割ぐらいは継続してやっているというものがあるので。

【大江委員長】 その予算要求は担当課がするわけ。

【事務局】 担当課がする。担当課の予算の枠の中でやっている、もしくは予算はつかなくても、マンパワーとか場所貸しでやっている。

【大江委員長】 でも、やはり予算が大事なわけでしょう。つまりこの間の財政課の方のスタンスなどを見ていると、この協働推進事業というのは特別だから、本来だったらつかないような予算でも、財政担当の人だと切りたくなるようなものでも、これはやるんだということで特別な扱いなわけですね。

【事務局】 この推進事業だと特別ですけれども、その推進事業から終わって実施事業になると、もうほかの事業と一律同じなので、予算の切り方はみんな同じですね。そうすると、中には、例えば英字新聞をつくっている事業は協働推進事業出身ですけれども、印刷はやりますよ、機材も提供します、静かな会議室を提供します。なのだけれども、やる人たちは皆さんでやってくださいね。それで、原稿ができ上がって、あとは焼くだけ。そうしたらお金ってかからない。

【大江委員長】 なるほど。

【伊藤委員】 要は、直営でない、委託でないものがほとんど、もろもろそうではないもので、協働事業って恐らくごったなんですね。実態はそうですね。それに対する正式な紙上の手続というのは、協定書ということで一律やっているのかな。協定書プラス契約を。

【事務局】 協定書を組んでいるものもあれば、組んでいないものも。

【伊藤委員】 それは口頭でやっているということ。

【事務局】 はい。

【伊藤委員】 それだけ幅が広い、言うなれば、行政にとってはすごくありがたい制度。

【事務局】 そうですね。

【伊藤委員】 要するに契約とかそういうものに縛られないで、割と融通がきいた形でできるから何百とあると。

この委員会にこの協働事業が入っているのは、市民活動を推進するというところでこの協働事業について審査していると考えていいのですか。

【事務局】 市民活動を推進するという部分もありますね。

【伊藤委員】 部分もある。

【事務局】 あります。

【伊藤委員】 ほかには何がありますか。

【事務局】 新しい公共を建設する一翼を担っているというところがありますね。その2つが大きいところですよ。

【伊藤委員】 市としてこの2つですね。結局、この委員会としては、協働事業として継続するかということを含めて、市民活動の推進あるいは新しい公共を進めるということが第一義的な目標で、ここで議論して、あとの形態については、我々の委員会と関係ないところでやったらいいという、無責任な言い方をすればそうだろうし、ここは、逆に言うと、全体的に市民活動を推進するに当たって協働がいいのかどうかということで判断すればいいとしないと、どんどん広がってしまうのではないですか。

【大江委員長】 市の中に協働事業と呼ばれるものが何百もあるの。

【事務局】 協働事業というと、さっきのうみのあおみみたいな一つの事業としてやっている。

【大江委員長】 これは協働推進事業ね。

【事務局】 はい。そうなのだけれども、それが例えば抜けて、そのまま同じような形でやっているものもあれば。

【大江委員長】 それを協働事業と呼んでいるのでしょうか。

【事務局】 協働事業と呼んでいますね。

【中川委員】 でも、例えば条例とかそういう仕組みとして位置づけるという位置づけはないのですか。

【事務局】 はい。位置づけているのは、この協働推進事業のパック。

【中川委員】 これだけだということ。

【大江委員長】 そうだとしたら、やはり協働事業というものをきちんと定義して、茅ヶ崎市の行政の中できちっとした位置づけを与えて、その中にこういうカテゴリーがありますよという中で、これは、では協働事業としてやっていきたいと思いますというような意思決定をしないと、行政の担当課とよくやってくれる団体とかがなあなあでやっているような感じになりませんか。

【事務局】 なあなあでやっているところも現実としてはあります。過去の調査をすると、そういうものが残っていて、そこがハードルだと感じると回答している課がありました。

【大江委員長】 だから、この庁議の中で指定管理でも委託でもなくて、やはり協働だと、さっき中川さんのおっしゃったのは、僕、協働ってあまりないのかと思っていただけでも、「これ、じゃ協働でやりましょうね。続けてやりましょう」と、担当課はそういう形で予算要求をして、協働事業として継続してくださいということを庁議で決定することがあるということですね。むしろそっちのほうが多いかもしれないと。

【事務局】 可能性としてはありますね。負担金とかを用意して、相手方をここにするのか、再度募集しても、その課で募集してもいいですという形態でやってくださいという判断もないことはないです。

【大江委員長】 窪田さんの質問に戻るのだけれども、ここで協働という手法で継続実施の妥当性がすごくありますよと僕らが書くと、それは庁議を経て、担当課が協働事業として継続していくということを取りやすいと。さっきの寿町の給食サービスみたいなものを予算化してやっていきたいと思いますよということが出てくるのだけれども、ただ、もしかしたら担当課の担当者がかわってしまうと、「こんなもの意味ない」と言ってやめてしまうかもしれないというふうに、位置づけが担当課の考え次第というところになってしまうと。

僕はあまり詳しくないのですが、国の事業の中で要綱をつくって実施している事業があるのですね。法律もないと。法律では決めていない。でも、単年度予算でもない。内部的に要綱をつくって、それですべて継続してやっていきますという事業があるんですね。それも結構な規模の事業なども、僕がちょっと経験した国土交通省の事業などがあるのですが、そういうふうに何かしらルールをつくって明文化してやるようにしておかないと、協働事業に移行した途端に1年で終わってしまうとか、庁議ですごく意義があると認められたのに1年で終わってしまうとか、そういうことが起きないようにするためには、やはりこれは協働事業に移行するというときに、協働事業というのはこういうものであって、それは、それぞれの担当課がこういうルールでやりますということを明文化して、少なくとも3年間はやりますとかしないと、庁議で協働事業に移行するのがいいですねという判断ができません。その受け皿がないような。

どうぞ。

【秦野委員】 質問と提案が1つずつあって、3年目以降ですね。要は、協働推進事業を2年間やって、その後の翌年からはどうするかという話だと思えるのですが、仮に事業を実施するに当たって、推進委員会がどこまで関与するべきなのかというのが、疑問に思っていて、要は、ほかの今行われている協働事業というものはノータッチなわけじゃないですか。私たち推進委員会の中で、これは協働事業でやってくださいと言うわけではなくて、個々に担当課と団体の間において契約を結んで実施しているものが多分多くあるわけです。

今後、この3年以降の話ももしかしたらその枠組みに入ってくるのではないかという気がしていて、ある意味、その担当課と実施団体の契約になるわけじゃないですか。

【大江委員長】 協定書の。

【秦野委員】 協定書を結ぶものもあるかと。そこにどこまでこの協働推進事業を経ていったものについては関与していくのか、そのあたりが少し気になりました。あるいはしていくというのが今回の制度の位置づけ。

【事務局】 いや、していかないです。

【秦野委員】 していかない。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 でも、そこははっきりしないのではないの。庁議を経て、どういうふうに、継続というか何と呼ぶのか、僕はさっき定常的などという言い方をしたけれども、庁議を経て何か決まるというのとは何と呼ぶのですか。継続事業と呼ぶわけ、何と呼ぶの。

【事務局】 担当課の事業なので、何と呼ぶかはあれですけれども。

【大江委員長】 そこが大事なんじゃないの。庁議を経て決定される事業はこういう名称というか概念の事業ですということを決めておかないと。今の茫漠たる協働事業というわけにいかないよね。だから、庁議を経て決めるものは一体何なのですか。

【伊藤委員】 テクニカルには、市民自治を推進するということに力点を置いて少しずつ形を築いていくしかないような気がする。さまざまな協働事業がある中でこの評価シートを、例えば協働プロセスというものが恐らく一番大事なんだと思うのですね。この評価項目の中で。

【大江委員長】 ただ、我々の頭の中にある協働プロセスというのは、それぞれみんな違うわけですよ。

【伊藤委員】 もちろん。だけれども、ほかの項目に比べて、これをトップに事務局は掲げていますが、協働プロセスというものが恐らく一番重要な、ほかの協働事業と区分する上では一番大事なことだと思うんですね。事業の予算の配分がどうのこうのと、要するに行政の事業の予算の配分なんか我々の知ったことではないし、それから、これが協働事業の中の特殊なものではない。協働事業で我々にとって審議すべき一番重要なことは、恐らく市民自治を推進している、あるいは市民自治を推進するための仕掛けになっているかということが、ここでは議論すべきだと思うので。ほかの項目は、簡単に言いましてどの事業にも当てはまることですね。要するに協働によって相乗効果が生まれたとか役割分担がしっかり見えるとか、そういうことがないと、協働の必要性がないわけですね。ここでやっている市民自治という意味では、それは委託でどこかに投げてしまえばいいという話になってしまうかもしれないし。今ここにある自立性や対等性、相互理解だ、行政がじかできない、行政が委託でできない、行政が補助金でできないと思うことをどこでやるかということが、この委員会あるいはこういった事業を通じて、あるいはそういった事業の評価を通じて見えるようにしていくことが役割のような気がするのですね。

【大江委員長】 どうぞ。

【秦野委員】 なので、さっき提案を1つしたかったのが、推進委員会を通さなくていいと僕も思っていて、ただ、3年目以降の実施について、実施団体と担当課の声をこの庁議の場に反映できるようにするのは大事なのかなと思うのです。例えば1年目のこの期末評価の時点で、恐らく1年間だけですけれども、団体と担当課でやってきて、3年目以降どんな形でやれるといいかというのは方向性が見えてきている可能性があるわけです。なので、その時点で見えている協働の手法だったりとか契約の形態だったりとか、3年目以降の協定書の内容、役割分担とかが庁議の開催のときにそこに資料として出てきて、そういったものを踏まえて庁議で、では、3年目以降こうしていこうということが諮

られたほうが、より現実に即すというか、実施者の視点が入るので、ここの継続事業の予算案化をするときに役立つのではないかというのを、このフォーマットを見ていて思いました。

【大江委員長】 今のような庁議にかけるときの資料は誰がつくるのですか。

【事務局】 担当課です。

【大江委員長】 市民自治推進課は関与しない。

【事務局】 こういう事業のプロセスを経てやってきましたというところまでは関与します。それで、推進委員会と事業をやった実施団体と担当課はこういう評価をしていますというところまでは関与します。

【大江委員長】 そうすると、今ご提案があったようなものは、庁議にかけるときに担当課が用意するということにはなるわけね。

【事務局】 担当課の意思次第ですね。

【大江委員長】 意思次第。

【秦野委員】 できたら、そこを仕組みとして、担当課と団体で3年目以降の、本当に目安の方向性でいいと思うのですけれども、どういう形でやっていけるのがいいかという声が上がってくると、たたき台として。

【大江委員長】 でも、やっていかないほうがいいというものだってあるわけでしょう。

【秦野委員】 そう。それはそれで、多分その声がきちんと出ていけば。

【大江委員長】 それは、どういうふうに庁議で意思決定できるような客観的な資料が出せるかということですね。

【秦野委員】 客観的な資料については、恐らく1年目のときに行った期末評価と推進委員会の評価があるので、それが客観的な評価となりつつ、あとは主体的に取り組んだ声として実施団体と担当課の声、その2つを合わせて庁議にかければ、より明確というかの確な。

【大江委員長】 ということは、だから、我々が書くこういうものが、どういうふうに庁議の資料になっていくのかということをお我々はきちっと把握しておきたいということかな。

【事務局】 担当課の期末評価も資料とはなると思うので、あとは報告の中で資料が出てくれば、それを担当課が上げれば資料になりますね。

【大江委員長】 どうぞ。

【山田委員】 関連するかどうかかわからないですが、少なくとも協働推進事業については、市長からの諮問を受けて、この委員会で評価をすることが決まっているので、答申については、それなりに重みがあって採用されると。だから、当然それに基づいて庁議にもしっかりとその重みで資料として提案されるという前提で、これはもう行けるのではないかと感じています。

【大江委員長】 ごめんなさい、ちょっと質問です。採択するときは答申しますね、それで採択されますね。この中間評価とか1年目の期末評価というのは、どういう位置づけなの。我々が出す評価は、答申というカテゴリーに入るものなの。

【山田委員】 提案としては、期末評価については、できれば諮問していただいた上でやったほうがいいのではないかという意見です。その上で、1年目の期末評価のコメントシートについては、項目をもう1個増やしたほうがいいというのが次の提案です。2年目は今ちょっと無視して、1年目について考えると、皆さんのご意見にほぼ賛成なのですが、最終評価のところに入れるか、ちょっと別建てするかで、事業化へのコメントというものを委員会として1個入れてはという提案です。その事業化へのコメントはパターンが幾つか考えられるのですけれども、その団体の決め方に対するコメント、

それからお金の出し方やかけ方に対するコメント、それから庁内資源として議論されていた人、物、場所に対する資源のかけ方に対するコメントのようなものを幾つか案をつくっていただいて、それに基づいて、今回の場合にはこのパターンで継続することが委員会としては望ましいのではないかと議論されたという答申を改めてつくって、それに基づいてさらに最終評価を考えていくというあり方が、1年目には不可欠ではないかという気がしました。

ついでに、いろいろとほかのことも言ってしまうても大丈夫ですか。

【大江委員長】 ちょっと今の1つで、頭を整理する上で。1年目の期末評価に関して、市長から諮問をしてもらって、この委員会としては答申を出す。その答申は、この評価に加えて、事業化と今おっしゃったけれども、それはどういう、事業継続。

【山田委員】 この言い方で言うと、2年目事業終了後の事業のあり方に対するコメントですね。

【大江委員長】 だったらこのテーマの事業ということだね。

【山田委員】 そうです。

【大江委員長】 だから、当該テーマの事業継続に関するコメントということで、それを3つぐらい。

【山田委員】 そうですね、団体項目とお金の項目と庁内資源。

【大江委員長】 庁内資源についてのコメントを書くと。それが、そのまま庁議の資料の中心になっていくというイメージですか。

【山田委員】 こちらから強くお願いするという意味で答申をつくっていくというのはいかがでしょうかというのが、その2番目の問題でした。

そうすると、2年目の期末評価については従来どおりであり問題ないというのが、これが3番目。

【大江委員長】 そうですね。1年目中間評価、1年目期末評価、2年目中間評価、2年目期末評価と4つあるわけだね。まず、これが今の原案だと、1年目も2年目も中間は中間、期末は期末となっていて、一番大事な1年目期末評価というものが何だかよくわからなくなってしまうので、ちょっと呼び方を変えたほうがいいし、それからフォーマットも変えたほうがいい。だから、1年目中間というのはあまりいい案はないけれども、少なくとも今の1年目中間と2年目中間が同じとか、1年目期末と2年目期末が同じというのはやめたほうがいいということだと思うので、僕もそれには賛成ですね。

それで、1年目の期末というところが大事という位置づけをきっちり与えるということで、僕は2年目中間って要らないのではないかと思うのだけれども。

【山田委員】 4番目の提案は、中間評価については、もし2年目の中間をやるのであればという前提で言うと、今日出していただいた資料3の項目が、下の2つは要らないのではないかというのが提案です。資料3の協働プロセスや実際の話し合いとか議論の経過についての協働プロセスについては1項目、それから、事業内容の評価ではなくて進捗状況だけを中間評価を出してもらおうという形でかなりシンプルにして、これについては、あくまでも進み具合を教えていただくという程度で遅れていれば「頑張ってくださいね」とか、お金の使い方が当初の予定どおりになっていなければ、「正しく使ってくださいね」というコメントのやりとりだけができるような仕組みにとどめておく。だから、評価という言い方よりも、むしろ中間確認というぐらいのものでいったほうがよくて、それであれば、2年目にも中間確認はしたほうがいいのではないのでしょうか。だから、あくまでもここで確認するのは進捗状況確認だけをやると。中間は。これは4番目の提案です。

【大江委員長】 はい。ありがとうございます。

いろいろな提案が出てくるのだけれども、これは、とりあえず市民自治推進課にそのまま伝えて、

検討していただくということでもいいですか。別にこれに絞りましょうとかということではなくて。賛成、反対について割れば少し議論したほうがいいと思いますが、いろいろな前向きのご提案をたくさんいただいて。

あと、これって、このプロセスでわかるように、始まってから終わるまで大体2年半かかるわけですよ。だから、年度としては4カ年度にわたるプロセスなのね。かつ、それが1つ始まると、次の年にまた始まるわけ。だから、例えば中間評価のときというのは、1年目の中間評価、2年目の中間評価を扱わなければいけないというふうに、どんどん重なって進んでくるわけね。量もあるし、混乱するわけよ。ずっといる人はいいけれども、採択したときにはいませんでした、それで、評価しなさいというのが出てきたりとか、中間評価したのだけれども、最後は知らない、立ち会わないという人もいたりとかと、この長いプロセスにそれぞれの委員がどうかかわるかというのもさまざまなので、とにかく全体をシンプルにしたほうがいいです。それにさらにげんき基金が加わってくるわけだから、混乱するんだよね。

やっぱげんき基金と協働事業とで、これはこれ、あれはあれと少し頭の中の整理が具体的なものに関してついてきているのだけれども、全体にすごくよく考えてくださっているのだけれども、何か項目が多いんですね。だから、現実的にちょっと整理できなくなる可能性があるんで、それから時間もかかるし、全般にシンプルにする方向にして、ポイントが何かということをはっきりしてやっていくとしていただいたほうがいいかなと、全般的な感じとしてはありますね。

それと、やはり庁議で協働事業という今はまだ曖昧な、いろいろなタイプがある協働事業に移行するケースが多くなると考えると、「協働事業とは何か」ということをきちっと定義して、今あるもろもろの協働事業の一つとしてこの協働推進事業の継続というものを持っていくのか、それとも、本当に継続させたいということ言えば、協働事業の中でもスペシャル協働事業ね、これは本当に協働事業としてやっていくという、そういうものをつくって、そこに落とし込むということでもやらないと、何か庁議できちっといいものを続けていただくことのオーソライズができないような気がするんだよね。だから、やはりここではもろもろある協働事業を一遍ちょっと整理して、その中で、この協働推進事業の継続として落とし込むべき受け皿としての特定協働事業とか、何かそういうものをつくらないと、庁議で検討していただくところの重要性が減じてしまいますねというのが僕の意見です。

私は、伊藤さんの意見でうまく整理できないのは、市民自治とは何かということと、市民自治と協働事業はどう関係するのかについて、これについても僕は共通した認識を十分には持っていないのではないかと思うのですけれども。

【伊藤委員】 市民が事業のプロセスに入るということで僕は言っているつもりなので、この事業にかかわっているのは役所と議会だけではないということのさまざまな形態があるはずなのですけれども、市民自治あるいは市民参加といった事業に関しては。市民自治推進課あるいは茅ヶ崎市の市民自治の推進というのは、恐らく協働事業に関しても、こういう形でこの委員会にかけるということは、市民自治のためなんだと思うので、市民が自らおさめる、行政がおさめる部分を少なくしていくのでしょうか、わかりませんが、そういった観点なのだと思うので、そこは、委員長が言われるように幅広いと思うのですが、その要素を勘案するのがこの委員会なのだと思うのです。そのほかの要素は、特に協働推進事業に関しては、行政が半分かかわっている事業なので、事業の内容がいいかとか進め方がいいかとか、あるいは目的を達成しているかどうかは、行政の責任においてすべきなのだと僕は思うんですね。この委員会の評価であるとか審査であるとかは緩くしていいのではないかとすれば、行政側が受けるとか提案しないというレベルでほかの部分は済んでしまうので、ここでは、

これは市民団体、市民が参加することによって行政の、より小さな行政になっていくのかわかりませんが、市民が自らさまざまな公的な茅ヶ崎市の活動をやっていくということでもいいような気がしますけれども。

ただ、委員長がおっしゃるとおり、とにかく1つの事業で、ファイルだけでも本来ならばどんどん分厚くなっていくんですね。私自身はこういうことを仕事でやっていたのでわかるのですが、本当は1事業に関して、これぐらいどんどん継続事業をやったら膨らんでいく。まともにやったら、これぐらい膨らんでいく。それを各委員が持つことは不可能だろうし、では、継続事業に関する判定項目とは何かについては、だんだんなれてきたので、この委員会にかけるものが何か考えてもいいと思うのです。全部かけるには、恐らくここにあるような中間評価、期末評価を全部束にして見ないと、本当は判定できないのだと思います。A3のほうのとても長い表、実を言うと、商売をやると、助成事業の継続事業ははっきり言って大変なんです。何枚も、あるいはすごく長い表になっていって、1年目にこう評価して、2年目にこう評価した。この年こうやった、もうマトリックスのように、これは担当者がすごく大変ですが、本来的にはそれはやらざるを得ない。それは、この場合、事務局が背負うのかこの委員会が背負うのか。やはりこの委員会には、おっしゃるとおり限界があると思うので、どこかの部分を削ぎ落としていく必要があって、僕は、先ほどの山田さんの話もそうだと思いますが、協働プロセスにどんどん特化していかないと無理だと思います。新規の事業は何とかなるのですが、継続になればなるほど、その歴史を知らなければいけないし、皆さん2年とか4年とかでやめてしまうわけですから、わかりっこないので。そこはもう工夫するしかないですねと僕は思いますけれどもね。

【大江委員長】 ありがとうございます。

ちょっとまだご発言いただいている方にご発言いただきたいと思いますが、こちらから、よろしいですか。いろいろお聞きになった上で。

【水島委員】 実はあまりまとまっていなくて申しわけないのですが、確かに協働事業というのは少し整理したほうがいいのかと思います。庁議で実際何を聞いてもらって、何を決めてほしいのかというところが少しわかりにくい。さっきの話ですと、協働事業の評価とか状況を確認するのですが、3年間終わると一般の事業になりますということは、委託費か補助金とかとなってくるわけですね。委託費というのは、本来市がやるべきものを委託料出してやってもらう事業、市の事業ですね。補助金というのは、皆さんご存じで、申しわけないですが、いい事業だなということで補助金を出す、そういうものです。そのように分かれていくかと思います。

そうすると、3年間終わったところで、予算はほかの事業と同じ土俵になるということは、優先度がどうかということ、ほかの実際に今やっている事業と見比べた中で決めていくので、採用されるかされないかは、また改めてということになってしまうと思うのです。それは庁議では多分決定しない。要はその後、庁議の8月とかの後に予算を出していきますので、その予算のやりとりの中で決まっていきますので、継続できるかどうかかわからない。

これだけしっかり取り組みをしていただくのだったら、そのときに活用できるような内容の報告になっていかないといけないのかなと。単に、これはいいとか、すぐれているではなくて、やはり市としてやっていくことが非常に重要だということを知るようにしていかないと、市としては財源がもう限られていますから、これをやることによって毎年増えていくわけですから、何かしらやめていかなければいけないわけですね。ですから、やはりそういうものの一つの判断となるような評価書なり報告をその庁議の中で諮っていないといけないのだなと思いつつながら、明確ではないというのを、で

はどうしたらいいかというのは、すみません、もう少し時間をいただかないとわからないと思います。

【大江委員長】 ありがとうございます。

中川さん、いいですか。さっき協働事業のあれについて、いいですか。

【中川委員】 協働事業は少し整理したほうがいいかと思っていて。おっしゃったように、庁議にかけることの意味を、ここでの議論の意味の重さみたいなものというか、それをもう少し詰めて考えないと、行政としての意思決定の意味合いをここで持たせるということで位置づけないと、ちょっと曖昧なものになり過ぎてしまうと思います。

【大江委員長】 はい。

三觜さん、どうですか。

【三觜委員】 ちょっとベースに乗るのになかなか時間がかかりそうだなという感じになるのですが、今、委員長その他、皆さんが言われているように、特に協働のテーマ、内容というか位置づけがいまいち明確でないということがありまして、明確でない人間が、その妥当性を判断するのがなかなか難しいなど。例えば協働の中で市のあり方とかというものが、例えば補助金と場所の提供と人材だけという話になってくると、協働事業という形でやって本当によりいいものができるのかなみたいな、ちょっと逆に疑問も出てきているような状態で。

それと、今回審議するのが、この事前に成立している内容そのものですが、このときの成立の過程や何かにはタッチしておりませんので、そのあたりを議事録から見直してこないで、審議そのものにも支障が出てくるかなという感じであります。

今、何回か話題になっているように、やはりちょっと協働の内容をもう少し私どもにも整理できるような感じで、何か文章かそういったものになっていると、それを基準に判断という形ができるかなという感じで。もう少し、その辺のレベルに追いつくのに時間がかかるかなという感じです。

【大江委員長】 よろしく願いいたします。

では、どうぞ、西山さん、お願いします。

【西山委員】 私は、市民活動推進委員会としての役割としては、あくまでもこの協働推進事業の結果について評価をするという役割がございますので、純粹に評価をして、最終的には庁議にかけられるということなので、それに対する意見具申等はしても構わないと思いますが、あくまでも委員会としての役割としてはそこまでと思います。

あと、では3年目以降云々という話がずっと出ておりましたけれども、その辺についても、最終的には庁議で決められていくというお話ですが、やはり2年間の事業期間があるにもかかわらず、1年目の結果を踏まえて決められてしまうのは、どうしても腑に落ちない点があります。であるならば、ちょっともとに話が戻ってしまうかもしれないですが、協働推進事業自体、複数年事業を廃止して単年度事業にしてしまってもいいのかなという気もしないではないです。

以上です。

【大江委員長】 これって、こういう庁議にかけて、当該提案されたテーマの重要性に鑑みて事業継続をするかしないか、するとしたらどうするかを庁議で決めるという枠組みにするために、2年間の事業期間が必要だとしたのですね。

【事務局】 そうですね。もししないと、いい事業であっても1年ブランクが空いてしまうということがあるので、わざわざ2年にして、継続させるために途中で庁議を挟むと。2年にした理由というのはそういうところであって、もしそれをやめてしまうとどうしても1年間ブランクが空くという、もとの状態に戻るというようになります。

【大江委員長】 では、どうぞ。

【秦野委員】 なので、庁議はもともと単独の意思が本当に大事だと思うのですが、そのときに、ここの吹き出しの部分ですが、担当課とパートナーである実施団体の事業継続の意思が庁議資料に記載し、表現されるといいなと思います。恐らく担当課もパートナーと協議をした上で資料をおつくりになると思うのですが、ぜひ相手方の声も反映されている状態が、より客観的判断の材料になると思います。

【大江委員長】 その庁議にかける資料の担当課がつくる部分について、どういう内容でつくっていただくかについては——この庁議の事務局はどこになるのですか。

【事務局】 企画経営課、別の課が庁議を持っているので。

【大江委員長】 ああ、そう。それで、議題として協働推進事業の継続についてみたいな議題になるわけ。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 そのときの資料の作成については、庁議の事務局が、それぞれ担当課にこれをつくってくださいと出すわけ。

【事務局】 はい。

【大江委員長】 そうすると、そのプロセスの中では、今、秦野さんが提案してくださったような中身のものをつくってくれというのは、市民自治推進課が企画経営課に対して、この審議をするときの資料作成については、こういうものを出してほしいということを要望するわけですか。

【事務局】 担当課と団体がやった評価とか、最終的に実施報告を1年で締めてやっていますね。そういうところで出てきた資料は庁議の資料になります。なり得るといえるか。そこら辺に団体の意思がうまく表現されているかどうか。ただ、その団体ありきで庁議の中で継続の決定がされるわけではないので、そこだけは考えは別ですけども。

【水島委員】 1つ聞いていいですか。庁議って2つやるじゃないですか。政策調整会議と政策会議の両方指して庁議ですね。政策調整会議というのは全員ではないですけども、ほとんど全員の部長だけが集まる会議をやるのです。政策会議というのは、市長、副市長、あと理事者と企画、総務、財務の部長が出る、その上の管理者ですから。最初は部長だけの政策調整会議をやるのだけれども、そのときにはこの庁議って、何をそこで求めるわけですか。

【事務局】 事業の結果ですね。継続させたほうがいい、もしくはやめたほうがいい。

【水島委員】 それを各部長から意見をもらうということですか。

【事務局】 はい。

【水島委員】 わかりました。

【大江委員長】 やはり担当課の意思がすぐ出るということ。

【事務局】 担当課の意思は出ます。

【大江委員長】 それが部長を通して表明されると。

【水島委員】 担当課は入らないのですか。

【事務局】 担当課は入ります。担当課が提案者で。

【水島委員】 多分、担当課が説明だと思いますね。

【大江委員長】 何かちょっと違うプロセスに行ってしまうような感じもするけどね。

そういうことで、そこに秦野さんご提案の実施団体の意向、意見、考え方が反映されるように。

【秦野委員】 そうですね。何かどちらか片方だけがというわけではなくて、基本的には、多分両者

でやっていけるといいよねというものが予算化されていく方向で。

【大江委員長】 多分、この事業継続になった場合は、実施団体が変わってしまう可能性があるので、あまりそこに反映させる形にしてしまうと、ちょっと広がりや失ってしまうかもしれないというおそれはありますね。だから、さっき説明があったような形で意見が見えるのだろうけれども、あまりその2者で一緒になってというのがいいとは限らないかな。

【秦野委員】 そうですね。

【大江委員長】 どうでしょう、椎野さん。

【椎野委員】 いろいろ皆さんのお話を伺っていて、全くそのとおりで、あっ、これはどうなんだろうという、いろいろなことを考えながら今伺ってきたのですが、最終的にこんないろいろな意見が錯綜するののかというのは、やはり協働事業に対する目標とかきちんと文言として私たちの頭に入ってきていないので、どうしたらいいのだろうと悩んでしまっているのではないかなと思ったので、この辺をもうちょっとしっかりと、文言として私たちにしっかりと、茅ヶ崎市の推進課の中での協働事業はこうだよということを押さえてほしいなということが1つ思いました。

それから、やはり今庁議ということで非常にいろいろ出ておりましたけれども、何を、どこまで、どうやって庁議にかけるのかということ、その庁議にかける意味をもう一回しっかりとすること、それから、我々推進委員会がどこまでそのところをやるのか、そのところが曖昧模糊としておきまして、いや、推進委員会ではここまでのことをやってください、ここまで協議して、これを出しますということが明確化されていけば、きちんと私たちがやりましょうということがあるのですが、なかなかその辺がわかりにくいと。

それから、先ほど行政と事業者とのあれでももちろん協働なのですが、私どもいろいろところで協働事業を見ておきますと、その担当課の意欲とか意思とか、そういうものによって随分評価の基準が変わってくるというのは事実上あるのですね。ですから、幾ら事業者がいい意味で一生懸命頑張っている、担当課が案外さっぱりしてしまっているところは、ちょっと押しが遅かったりとか、その逆もあるということで、その意味も含めまして、お互いに協働事業ということで意思の疎通をとりながら、お互いにバックアップしながら、きちんと担当課も、こんなにいい事業だったら、私たちはまちとして応援するのだというような意思をしっかりと持ってやっていただけると、不公平さがなくなるかなというような感じを受けました。

【大江委員長】 ありがとうございます。

やはりそこが、今まで見ている、いい事業なのに担当課が熱心ではないというものがありますね。それを事業としてきちっとやりましょうよということを行うのが我々の役割ですかね。

どうぞ。

【窪田委員】 担当課と実施団体が協働とは何かというものについて、多分まだあまり深く考えられていないという部分が、この協働という言葉が定義されていないところに大きく影響していると思うのですね。委員会の中でも協働というものの概念がぶれているのに、それを実施する人たちが、あまり協働自体を理解できていないのであれば、委員会が理解できていないことを、どう本人たちに伝えて、どう評価させるのかという部分が、恐らく何も言えないまま採択して、評価段階になって、これは予算面でよかった、悪かったとか、実施面でもうちょっとうまくできたという議論でしか評価できないことになってしまうのだと思うのですね。

そうならないために、まず、再三言われているとおり、協働事業とは何か、協働とは何かというものを、明文化するまで行かなかったとしても、何かしらコンセンサスとして持つ必要があると同時に、

その中において、この委員会が何をすべきなのかというものはっきり区切っておかないと、庁議にかけた後、その事業テーマがどうなるかというのは、個人的には、正直、この委員会の範囲外の部分だと思うので、そこを議論するのではなくて、このプロセスの中において、市民活動推進委員会がどこにいて、私たちの決定がどう反映されるのかをもう少しはっきりさせてからのほうが、割とまとまった議論になるのかなと思います。

【大江委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【伊藤委員】 これを今並べて見ていたら、これに書いてある事業の目的の①と②が恐らく一番の焦点ですね。1ページ目に書いてある事業の目的は、市民活動団体の特性を生かした公共サービスを創出するというのが①で、①は恐らく簡単なんです。それで、②がすごく難しいところで、市民活動団体等を中心とした主体をどんどん作り出していくのだとか、あるいは提供能力を高めると。①の判断と②の判断は違うと思うので、評価書では、ここの部分があまり強く出ていないのだと思うのですね。これは、担当課にしる団体にしる、この①と②をもう少し自分たちで表現してもらうことを含めて、何が市民団体の特性を生かしているかということを担当課も団体ももっと言ってもらわないと、恐らくここでの判定は難しいと思うのですね。能力は、団体としてはなかなか言わないと思うのですが、ここは、担当課が能力を高めることになるかということと、もう一つは、さっき委員長がおっしゃっていた市民自治推進課の立場なのですが、市民自治推進課がこの②についての評価を、あるいは担当部署としてもう少し強く入り込んでいいのではないかと思うのですね。やはり市民自治推進課が地域全体における公共サービスの提供能力を高めることを所管しているのだと思うので、その立場でこの事業があるので、直接の担当課とお呼びしていいのか何かわかりませんが、市民自治推進課がこの点について常にウオッチしないと、あるいは担当課と調整しないといけないような気がします。

以上です。

【大江委員長】 飯田さん。

【飯田委員】 大分混乱してきてしまったのですが、とりあえず、市民活動団体がプレゼンをして、協働が決まって、それを中間評価、期末評価としてきちんと行われているだろうかと見守るのが市民活動推進委員であるところとちょっと思っていたので、その先のことについてあまり考えていなかったのですが、今日また長期の話とかも伺って、何かげんき基金だったか何かの報告会のときに、やはり担当課があまり積極的でなくて時間をとってくれないとかということ報告している団体があったのを思い出しました。やはり椎野委員がおっしゃったように、担当課の熱の入れ方で庁議が変わってきてしまうということがあると、本来の事業内容とプレゼン上手みたいのところと違ってきてしまうところがあるのかなという懸念が生まれまして、それであるならば、庁議は企画経営課でしたか、可能かはわかりませんが、企画経営課の方たちが、一通りの協働推進事業を見学というか視察というかして、同じ課で平等な目で判断できる材料があったほうがいいのかという気がしました。

【大江委員長】 ありがとうございます。

私は本当はまとめなければいけないのですが、山田さんみたいにきちんと聞いて、きちんとまとめるというのは得意ではないほうなので、今日の審議事項としては、こういうシートで評価をするということで、それも1年目と2年目の中間評価は同じシート、それから1年目と2年目の期末評価も同じシートでどうでしょうかと事務局から提案されたのですが、実質的に、1年目の期末

評価というものによって、我々が市民や行政から提案された協働推進事業が、とてもいい事業なので3年目以降も何らかの形で継続していくことが望ましいことに対して、それを行政に反映させていくということをするために、どういうふうに変えればいいのかと、具体的なお提案としては、山田さんからあったように、この当該テーマの事業継続について、私たちが3項目ぐらいの項目できちんとコメントすることが、そのまま多分庁議の資料として重要な役割を果たすことになると思うので、その部分を1年目の期末評価の部分についてきちっと入れていただくと。

中間評価については、1年目の中間評価は簡素でいい。2年目については、やらなくてもいいけれども、やるとしたら、同じように簡素な形でやったらどうでしょうか。2年目の期末評価については、この提案のフォーマットでこれまでどおりやるということでもいいのではないかというご提案がありました。

それから、やはり庁議で何を定めるのかということに関して、もうちょっと、私はそこの枠組みが明確になっているほうが我々として意見を述べやすいという気がしますので、それはこれからつくっていくことだと思いますけれども、来年の8月ですので1年後ですね。基本的に市民自治推進課としては、こういう形でいい協働推進事業を継続していきたいという意思があるわけですから、その意思が庁議できちんと正当に議論され継続していくとするために、どんな運営の仕方を想定するのかについて少し考え方を整理していただきたいということが1つあるかと思います。

そして、その庁議の結果としてどういうふうにと落とし込まれるかということ、指定管理とか委託とか、それから、今幅広くある協働事業という中に行くわけですが、今の協働事業が非常に多種多様であるということから、これを一度整理して、事業継続する場合の協働という枠組みについて、これまでであるものとは少し違った形の市民提案型、行政提案型の協働推進事業の中でいいものが、今後とも協働という枠組みの中で継続するために必要な協働事業について、雑多な協働事業ではないものとは何なのかということを確認していただきたいということでしょうか。

ただ、いい事業の中で僕は市場化していくものもあるのではないかと思います。これは、この協働推進事業の目的のところ「公共サービスを創出することで」と書いてあって、いいものは公共サービスのほうに行くのだという考え方なのだと思いますけれども、もしかしたら、いいもので市場サービスに移行するものがあるかもしれないですね。

【事務局】 そうですね。

【大江委員長】 ですので、これはとてもいいのだけれども、むしろ市場サービスになるために、どういう形の支援をしたらいいかということをお我々がコメントすることで、例えば庁議にかかって継続するという場合にも、これはそういうための場所をきちっと用意しましょうとか、そういうコメントになる場合もありますね。だから、必ずしも公共サービスということではないと思うので、やはりそういう意味でも、協働事業とは何かということをおきちんと整理しなければいけないということになると思うんですね。

そういうことで、大変に市民自治推進課の皆様にはたくさんの宿題が結果的には出てしまった感じなのだと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

【事務局】 協働推進事業の目的というのは、平成26年度に皆様にご議論いただいた「協働推進事業の見直し」という中にはっきり書いてあるので、それをもう一回確認すれば、もうそれで済む話だと思っています。それが行き着く先は、委託事業を狙っていますということもはっきり書いてあるので、先生がおっしゃられたような公共サービス化すること、協働事業として継続させるのではなくて、公共サービスとすることを狙った事業です。それは新しい公共の形成の一翼を担うことを大事にした制

度の見直しをしていますということは明確に記載してございますので、もう一回確認いただければ大丈夫かと思えます。

【大江委員長】 すみません。

【事務局】 あと、項目については、山田委員にご意見いただいたような視点を大事にしたいということと、2年目の中間、期末というところは、本当に合わせてもいいのかなというところは感じましたので、その辺を中心に再度リニューアルしていきたいと思えます。書式につきましては、これでもかなり簡素化したとは思っているのですが、2年目の中間、期末についてはさらに簡素化すると、山田委員からいただいたような必要などところは、特に1年目の期末というところは、意思決定のところでも重要な部分ですので再度見直したいと思えます。

できれば次回、10月20日に企画書を締め切って、11月にその内容も皆さんに確認いただくような推進委員会を開催できればと思っているので、そのときに案として示せばいいかと思っています。

【大江委員長】 ありがとうございます。

私、途中で少し考えたら、皆さんの意見を聞きながらいろいろなことがあったのですが、要するに委託事業というものが、何か行政が全部仕様を決めて委託するという事業のイメージとして少し共有されたかと思うのですが、途中のときに僕も少し思ったのですが、協働って、協働性がある委託事業もあると思うのですね。それは委託の契約の仕方によって決まるわけなので、そういう意味で、あと、僕もちょっと忘れていたのですが、前田さんから指摘いただいたように、委託にする。ただ、委託というのは行政が全部決めてする委託ではない。そういう協働事業として、その精神とかあり方を生かしていくために委託して安定的にやっていくものであるということですね。

【事務局】 そうですね。協働のガイドラインというものを発行していて、その中には、委託事業の中にもこういった性質があるものがありますよということも説明した冊子があるので、次回お配りできればと。その中には、協働とはどういうものか、どういうパターンがあるのかということも6個か7個ぐらいの項目の説明があって、位置づけがあるので、そういうところももしかしたらお配りしているかもしれないですが、もう一回配れるようにします。

【大江委員長】 はい。途中で言ってもらえばよかったね。そっちにきちんとお答えのあれを向けなかったのはよくなかったと思えます。

そういうことで、大体落とし込む受け皿的な部分は前回のこの仕組みをつくる際に相当議論されているということでしたので、すみません、私はちょっと忘れていて。そんなことを再度、次回確認しつつ、そうすると次回は、このフォーマットについて改定案が出てくるというのが1つということです。

では、また時間が15分過ぎてしまいました、議事のほうはその他に移って。

【事務局】 アイデア提案コンテストについて。

【事務局】 はい。私からお話しさせていただきます。

アイデア提案コンテストということで、今年度につきましては、もともとアイデア提案コンテストは、個人の方から協働したらいいのではないかというアイデアを市民の方からいただくものですが、本年度については、1月19日から5月18日まで募集しまして、前回の6月13日に行われました第3回市民活動推進委員会の中でご評価を皆様いただいたところがございます。その際に点数の評価をいただいたのですが、評価コメントにつきましては皆さんに評価をいただきまして、後ほど事務局で調整するというところにさせていただきまして、先日、郵送ですけれども、皆様のご意見をまとめたものを送らせていただきました。もしその中で、少しく修正したほうがいいのか、こうい

うコメントにしたほうがいいのかというものがございましたら、今いただけると幸いです。

【大江委員長】 それはいつまで。もう締め切りは過ぎているのですか。

【事務局】 一応、この前郵送して、そこで見ていただいて、何かあれば今日いただこうかと思っていたのですが。

【大江委員長】 では、持ってきてくださった方は事務局にお渡しくださいということで。

【事務局】 次回の日程については、11月上旬から中旬ごろを予定しています。また、皆さんにメールないしお手紙でご都合をお聞きすると思いますので、よろしくをお願いします。

【伊藤委員】 次回の予定は、さっきのヒアリングとは連動しない。

【事務局】 しないです。

【伊藤委員】 でも、同じぐらいの時期になるということですね。

【事務局】 そうですね、もしできれば12月4日にヒアリングもやってしまいたいと思っていて、提案数が物すごく多ければちょっと難しいかもしれないですけども、ヒアリングだけだったら午前中ぐらいですばっと終わるので今のところ考えています。12月4日の日曜日に公開ヒアリングと公開プレゼンテーションをやって、また次の日に評価の内容を皆さんにお願いすると。

【伊藤委員】 委員会はその前に。

【事務局】 はい。10月20日に企画提案書が上がってくるので、それを冊子にしますので、その後という形です。

【中川委員】 12月4日はもう決定ですか。

【事務局】 12月4日は、はい。

【大江委員長】 では、よろしいでしょうか。

では、すみません、またちょっと時間を超過いたしまして申しわけありません。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長署名 大江 守之

委員署名 三觜 健一